

令和 7 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 2 0 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第7号））
- 2 令和6年度流山市一般会計補正予算（第8号）
- 3 令和7年度流山市一般会計予算
- 4 令和6年度流山市一般会計補正予算（第9号）
- 5 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 7 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 8 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 9 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）
- 13 令和7年度流山市介護保険特別会計予算
- 14 令和6年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 15 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

- 1 9 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 0 流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の制定について
- 2 1 令和 7 年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 2 2 令和 6 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 2 3 令和 7 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 2 4 令和 6 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 5 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 6 令和 7 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 2 7 令和 6 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 8 令和 7 年度流山市水道事業会計予算
- 2 9 令和 7 年度流山市下水道事業会計予算
- 3 0 令和 6 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 3 1 流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 専決処分の報告について

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 国の交付金を活用した低所得世帯及び運送事業者への支援並びにふるさと納税の寄附額の増大に伴う寄附者への返礼品等に係る費用について、特に緊急を要したため、令和7年1月23日付けで令和6年度流山市一般会計補正予算（第7号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 2 3 日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 5 号

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 附属機関である流山市子ども・子育て会議の委員の構成及び定数を変更するためである。

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

流山市附属機関に関する条例（昭和４６年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表流山市子ども・子育て会議の項中

「

１ 児童福祉サービスの提供を受ける者	１人
２ 児童福祉サービスを提供する者	１人
３ 私立幼稚園協会を代表する者	１人
４ 民間保育園協会を代表する者	１人
５ 小規模保育連絡協議会を代表する者	１人
６ 学童保育連絡協議会を代表する者	１人
７ 主任児童委員	１人
８ 学識経験を有する者	１人
９ 教育委員会の職員	１人
１０ 市民等	５人

を

」

「

１ 学識経験を有する者	２人
２ 学校教育関係団体及び保育関係団体を代表する者	６人
３ 児童福祉サービスを提供する者	２人
４ 児童福祉サービスの提供を受ける者	１人
５ 市民等	７人

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、引用条文の改正が必要な条例を整理するためである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（流山市税条例の一部改正）

第 1 条 流山市税条例（昭和 26 年流山市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

（流山市都市計画税条例の一部改正）

第 2 条 流山市都市計画税条例（昭和 32 年流山市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

（流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第 3 条 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年流山市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

（流山市入湯税条例の一部改正）

第 4 条 流山市入湯税条例（令和 2 年流山市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

（流山市議会個人情報保護条例の一部改正）

第 5 条 流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法（明治40年法律第45号）の懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する改正に伴い、当該改正の対象である字句を使用している条例について条文を整理するためである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（流山市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（流山市公害防止条例の一部改正）

第2条 流山市公害防止条例（昭和47年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第35条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正）

第3条 流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年流山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例の一部改正）

第4条 流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（平成28年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流山市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第5条 流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流山市議会個人情報保護条例の一部改正）

第6条 流山市議会個人情報保護条例（令和4年流山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（流山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の流山市職員の給与に関する条例第 1 9 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

- 6 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 8 号

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員に係る給与について改定するほか、所要の改正を行うためである。

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「次項の規定の適用を受ける」を「次項各号に掲げる」に改め、「(職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)」を削り、同条第6項中「55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 職務の級が8級である職員

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)」については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「(以下「8級職員」という。)」及び「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)」については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「である子のうち」を「たる子のうち」に改め、「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に、「当該扶養親族である」を「当該扶養親族たる」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2第2項中「100分の7.3」を「100分の7.5」に改める。

第10条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが

事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第11条第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び第5項」を加え、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第11条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条第1項中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第14条から第16条までの規定中「第18条」を「第18条第2項」に改める。

第18条中「勤務1時間当たり」を「第13条第1項に規定する勤務1時間当たり」に、「1週間」を「1週間当たり」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額

は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第 18 条の 3 第 3 項中「国又は他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第 18 条の 5 第 1 項中「勤務した場合は」を「勤務をした場合は、当該職員には」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「5 時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

第 21 条第 2 項中「から第 10 条まで及び第 10 条の 3」を「及び第 9 条」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	225,600	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	226,700	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	227,800	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	228,900	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	230,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	231,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	233,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	234,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	236,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	237,500	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	239,000	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	240,500	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	242,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	243,400	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	244,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	246,200	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	247,400	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	248,600	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	249,800	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	251,000	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	252,100	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	253,200	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	254,300	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	255,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	256,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	257,400	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	258,400	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	259,400	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	260,400	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	261,300	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	262,200	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	263,100	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	263,900	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	264,700	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	265,500	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	266,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	267,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	267,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	268,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	269,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
	41	238,200	270,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
	42	239,100	270,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
	43	239,900	271,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
	44	240,700	272,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
	45	241,400	273,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	273,800	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300		

47	242,600	274,600	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600
48	243,200	275,300	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900
49	243,800	276,000	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200
50	244,400	276,700	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	277,400	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	278,100	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	278,800	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	279,500	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	280,200	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	280,900	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	281,500	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	282,200	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	282,800	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	283,500	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	284,100	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	284,800	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	285,400	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	286,100	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	286,700	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	287,400	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	288,000	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	288,500	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	289,000	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	289,600	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	290,100	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	290,700	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	291,200	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	291,700	341,100	381,600	395,500	416,000	
75	252,700	292,300	341,500	382,100	395,800	416,300	
76	253,000	292,900	341,900	382,400	396,000	416,500	
77	253,300	293,400	342,300	382,800	396,200	416,700	
78	253,600	293,900	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	294,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	294,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	294,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	295,100	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	295,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	295,600	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	295,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	296,000	346,000	386,600	398,500		
87	256,300	296,300	346,400	387,000	398,800		
88	256,600	296,500	346,800	387,400	399,000		
89	256,900	296,800	347,000	387,700	399,200		
90	257,200	297,100	347,400	388,200	399,500		
91	257,500	297,400	347,800	388,600	399,800		
92	257,800	297,700	348,200	389,000	400,000		
93	258,100	298,000	348,400	389,300	400,200		
94			348,800		400,500		
95			349,200		400,800		
96			349,500		401,000		
97			349,800		401,200		
98			350,200		401,500		
99			350,600		401,800		
100			351,000		402,000		

	101			351, 500		402, 200			
	102			351, 900		402, 500			
	103			352, 300		402, 800			
	104			352, 700		403, 000			
	105			353, 200		403, 200			
	106			353, 600					
	107			353, 900					
	108			354, 200					
	109			354, 700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200

(流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年流山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第10項を削り、附則第11項を附則第10項とし、附則第12項から附則第16項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年流山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項中「から第10条まで及び第10条の3」を「及び第9条」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「第8条から第10条まで」を「第8条、第9条」に、「、第18条の2及び第20条」を「及び第18条の2」に改め、同条第2項中「第2条、」を削り、「及び第19条第2項」を「、第19条第2項及び第20条第2項第1号」に改め、「給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)及び特定任期付職員業績手当」と、」を削り、「「100分の172.5」」を「「100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

第9条中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

(流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第13条中「及び第9条」を「並びに第9条」に改め、「並びに次条」を削り、「乗じたもの」の次に「から市長が規則で定める時間を

減じたもの」を加え、同条に次の１項を加える。

- ２ 次条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額とする。

第１５条第４項中「１００分の７．３」を「給与条例第１０条の２第２項に規定する地域手当の率」に改める。

第２３条各号列記以外の部分中「パートタイム会計年度任用職員」を「第１７条から第１９条までに規定するパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第１号を次のように改める。

- (１) 月額による報酬 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 月によって所定労働時間数が異なる場合 第１５条第１項の規定により計算して得た額に１２を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

イ アに掲げる場合以外の場合 第１５条第１項の規定により計算して得た額に１２を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額

第２３条に次の１項を加える。

- ２ 次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(１) 月額による報酬 前項第１号イの規定により計算して得た額

(２) 日額による報酬 前項第２号の規定により計算して得た額

第２４条中「前条」を「前条第２項」に改める。

第２７条中「同条第２項から第８項まで」を「同条第２項から第９項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「（5）心身に障害を有する者」とあるのは

「（5）心身に障害を有する者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 改正後給与条例第11条第4項及び第18条の3第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(流山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

7 流山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年流山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

旧号給	新 号 給						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1	1
10	6	6	2	2	1	1	1
11	7	7	3	3	1	1	1
12	8	8	4	4	1	1	1
13	9	9	5	5	1	1	1
14	10	10	6	6	2	1	1
15	11	11	7	7	3	1	1
16	12	12	8	8	4	1	1
17	13	13	9	9	5	1	1
18	14	14	10	10	6	2	1
19	15	15	11	11	7	3	1
20	16	16	12	12	8	4	1
21	17	17	13	13	9	5	1
22	18	18	14	14	10	6	1
23	19	19	15	15	11	7	1

24	20	20	16	16	12	8	2
25	21	21	17	17	13	9	2
26	22	22	18	18	14	10	2
27	23	23	19	19	15	11	2
28	24	24	20	20	16	12	3
29	25	25	21	21	17	13	3
30	26	26	22	22	18	14	3
31	27	27	23	23	19	15	3
32	28	28	24	24	20	16	3
33	29	29	25	25	21	17	3
34	30	30	26	26	22	18	4
35	31	31	27	27	23	19	4
36	32	32	28	28	24	20	4
37	33	33	29	29	25	21	4
38	34	34	30	30	26	22	4
39	35	35	31	31	27	23	4
40	36	36	32	32	28	24	4
41	37	37	33	33	29	25	4
42	38	38	34	34	30	26	5
43	39	39	35	35	31	27	5
44	40	40	36	36	32	28	5
45	41	41	37	37	33	29	5
46	42	42	38	38	34	30	
47	43	43	39	39	35	31	
48	44	44	40	40	36	32	
49	45	45	41	41	37	33	
50	46	46	42	42	38	34	
51	47	47	43	43	39	35	
52	48	48	44	44	40	36	
53	49	49	45	45	41	37	
54	50	50	46	46	42	38	
55	51	51	47	47	43	39	

56	52	52	48	48	44	40	
57	53	53	49	49	45	41	
58	54	54	50	50	46	42	
59	55	55	51	51	47	43	
60	56	56	52	52	48	44	
61	57	57	53	53	49	45	
62	58	58	54	54	50	46	
63	59	59	55	55	51	47	
64	60	60	56	56	52	48	
65	61	61	57	57	53	49	
66	62	62	58	58	54		
67	63	63	59	59	55		
68	64	64	60	60	56		
69	65	65	61	61	57		
70	66	66	62	62	58		
71	67	67	63	63	59		
72	68	68	64	64	60		
73	69	69	65	65	61		
74	70	70	66	66	62		
75	71	71	67	67	63		
76	72	72	68	68	64		
77	73	73	69	69	65		
78	74	74	70	70	66		
79	75	75	71	71	67		
80	76	76	72	72	68		
81	77	77	73	73	69		
82	78	78	74	74	70		
83	79	79	75	75	71		
84	80	80	76	76	72		
85	81	81	77	77	73		
86	82	82	78	78	74		
87	83	83	79	79	75		

88	84	84	80	80	76		
89	85	85	81	81	77		
90	86	86	82	82			
91	87	87	83	83			
92	88	88	84	84			
93	89	89	85	85			
94		90	86	86			
95		91	87	87			
96		92	88	88			
97		93	89	89			
98		94	90	90			
99		95	91	91			
100		96	92	92			
101		97	93	93			
102		98	93	94			
103		99	93	95			
104		100	93	96			
105		101	93	97			
106		102	93	98			
107		103	93	99			
108		104	93	100			
109		105	93	101			
110		106	93	102			
111		107	93	103			
112		108	93	104			
113		109	93	105			
114			93				
115			93				
116			93				
117			93				

議案第 9 号

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、引用条文を整理するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために講ずる措置について規定するためである。

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年流山市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

第１３条を第１５条とし、第１２条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第１３条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１４条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）職員に対する育児休業に係る研修の実施

（２）育児休業に関する相談体制の整備

（３）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 10 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、請求があった場合に所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へと拡大するほか、職員に対する仕事と介護の両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境を整備するためである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を「並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を開始する日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 11 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正に伴い、原則として全ての新築建築物に対して建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務化されるとともに、建築確認・検査の対象となる建築物が拡大されること等から、手数料の改定及び追加を行うほか、所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第９の１の項を次のように改める。

1 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合（床面積の合計の算定	確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合（床面積の合計の算定	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき21,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき37,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき79,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき112,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	1件につき315,000円

は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査	方法は、この表の摘要1による。）	ルを超え、10,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき461,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき899,000円
	確認の申請又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合		1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の2の項により算出した金額の合計金額を加算した金額

別表第9の2の項中「14,000円」を「25,000円」に、「10,000円」を「9,000円」に、「8,000円」を

「１１，０００円」に、「７，０００円」を「６，０００円」に改め、同表３の項中「１７，０００円」を「２２，０００円」に、「１０，０００円」を「９，０００円」に改め、同表４の項を次のように改める。

４ 建築基準法第７条第１項の規定による完了検査の申請は同法第１８条第２０項の規定による完了の通知に対する検査	建築基準法第７条第１項の特定工程に係る建築物で中間検査をしない建築物又は特定工程のない建築物の場合（	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が３０平方メートル以内のもの	１件につき２３，０００円
			床面積の合計が３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの	１件につき３０，０００円
			床面積の合計が１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの	１件につき４０，０００円
			床面積の合計が２００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	１件につき５８，０００円
			床面積の合計が３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの	１件につき９４，０００円
			床面積の合計が	１件につき１２２，０００

		床面積の合計の算定方法は、この表の摘要2による。)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件につき194,000円
			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件につき306,000円
			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき622,000円
			完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、当該昇降機に係る部分について、この表の5の項により算出した金額の合計金額を加算した金額
建築基準	完了検査		床面積の合計が30平方メートル	1件につき20,000円

法 第 7 条 の 3 第 1 項 の 特 定 工 程 に 係 る 建 築 物 で 中 間 検 査 を し た 建 築 物 の 場 合 （ 床 面 積 の 合 計 の 算 定 方 法 は 、 こ の 表 の 摘 要 2 に よ る 。 ）	の 申 請 又 は 完 了 の 通 知 に 係 る 計 画 に 建 築 基 準 法 第 8 7 条 の 4 の 昇 降 機 に 係 る 部 分 が 含 ま れ な い 場 合	ル 以 内 の も の	
		床 面 積 の 合 計 が 3 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 、 1 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	1 件 に つ き 2 7 , 0 0 0 円
		床 面 積 の 合 計 が 1 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 、 2 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	1 件 に つ き 3 8 , 0 0 0 円
		床 面 積 の 合 計 が 2 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 、 3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	1 件 に つ き 5 5 , 0 0 0 円
		床 面 積 の 合 計 が 3 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 、 1 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	1 件 に つ き 9 1 , 0 0 0 円
		床 面 積 の 合 計 が 1 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え 、 2 , 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	1 件 に つ き 1 1 4 , 0 0 0 円
		床 面 積 の 合 計 が	1 件 に つ き 1 7 8 , 0 0 0

		2, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの	円
		床面積の合計が10, 000平方メートルを超え、50, 000平方メートル以内のもの	1件につき290, 000円
		床面積の合計が50, 000平方メートルを超えるもの	1件につき605, 000円
	完了検査の申請又は完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合	1件につき当該昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の額に、この表の5の項により算出した金額の合計金額を加算した額	

別表第9の5の項中「18, 000円」を「38, 000円」に、「14, 000円」を「21, 000円」に改め、同表6の項中「20, 000円」を「23, 000円」に改め、同表7の項を次のように改める。

7 建築基準法第7条の	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき20, 000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき26, 000円

3 第 1 項 の 規 定 に よ る 中 間 検 査 の 申 請 又 は 同 法 第 1 8 条 第 2 8 項 の 規 定 に よ る 特 定 工 程 の 工 事 の 終 了 の 通 知 に 対 す る 検 査 (床 面 積 の 合 計 は、 検 査	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき33,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1 件につき43,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき62,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき85,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1 件につき175,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1 件につき289,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1 件につき606,000円

を 行 う 部 分 の 床 面 積 の 合 計 と す る。)		
---	--	--

別表第9 摘要1 に次の1 号を加える。

- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）のこの表の1の項に係る確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額は、この表に定める額に、別表第13の3の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定により算出した額を加算した額とする。

別表第11の1の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「同法第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表及び別表第13において「省令」という。）第1条第2項」に、

「

誘導 仕様 基準 による 場合	床面積が200 平方メートル未 満のもの	1件につき18,000円
	床面積が200 平方メートル以 上のもの	1件につき20,000円

を

」

「

誘導 仕様	床面積が200 平方メートル未	1件につき18,000円
----------	--------------------	--------------

基準 による場 合	満のもの	
	床面積が200 平方メートル以 上のもの	1件につき20,000円
誘導 仕様 ・計 算併 用法 によ る場 合	床面積が200 平方メートル未 満のもの	1件につき27,000円
	床面積が200 平方メートル以 上のもの	1件につき30,000円

に、

「

誘導 仕様 基準 によ る場 合	床面積が300 平方メートル未 満のもの	1件につき35,000円
	床面積が300 平方メートル以 上2,000平方 メートル未満 のもの	1件につき61,000円
	床面積が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満 のもの	1件につき111,000 円
	床面積が 5,000平方 メートル以上 のもの	1件につき168,000 円

を

「

」

誘導 仕様 基準 による 場合	床面積が３００ 平方メートル未 満のもの	１件につき３５，０００円
	床面積が３００ 平方メートル以 上２，０００平 方メートル未満 のもの	１件につき６１，０００円
	床 面 積 が ２，０００平方 メートル以上 ５，０００平方 メートル未満の もの	１件につき１１１，０００ 円
	床 面 積 が ５，０００平方 メートル以上の もの	１件につき１６８，０００ 円
誘導 仕様 ・計 算併 用法 による 場合	床面積が３００ 平方メートル未 満のもの	１件につき５５，０００円
	床面積が３００ 平方メートル以 上２，０００平 方メートル未満 のもの	１件につき９２，０００円
	床 面 積 が ２，０００平方 メートル以上 ５，０００平方	１件につき１６１，０００ 円

に改め、

	メートル未満のもの	
	床面積が 5,000平方 メートル以上の もの	1件につき236,000 円

」

同表摘要1第5号中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要1及び別表第13において「省令」という。）」を「省令」に改め、同表摘要1中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）誘導仕様・計算併用法 省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に定める基準又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準により評価する方法をいう。

別表第11摘要2中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分」を「住宅部分以外の建築物の部分」に改める。

別表第13の1の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、

「

誘導 仕様 基準	床面積が200 平方メートル未 満	1件につき18,000円
によ るも の	床面積が200 平方メートル以 上	1件につき20,000円

を

」

「

誘導 仕様 基準	床面積が200 平方メートル未 満	1件につき18,000円
によ	床面積が200	1件につき20,000円

るもの	平方メートル以上	
誘導仕様・計算併用法によるもの	床面積が200平方メートル未満	1件につき27,000円
	床面積が200平方メートル以上	1件につき30,000円

に、

「

誘導仕様基準によるもの	床面積が300平方メートル未満	1件につき35,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき61,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき111,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件につき168,000円

を

「

誘導仕様基準	床面積が300平方メートル未満	1件につき35,000円
--------	-----------------	--------------

によるもの	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき61,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき111,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件につき168,000円
誘導仕様・計算併用法によるもの	床面積が300平方メートル未満	1件につき55,000円
	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき92,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき161,000円
	床面積が5,000平方メートル以上	1件につき236,000円

に改め、

」

同表2の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 建築物	一戸建て	仕様基準	床面積が200平方メートル未	1件につき18,000円
-------	------	------	----------------	--------------

の エ ネ ル ギ 費 消 能 性 の 向 等 に 関 す る 法 律 第 1 1 条 第 1 項 又 は 第 1 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 建 物 エ ネ ル ギ 費 消 性 適 合 判 定 申 又	の 住 宅	に よ る も の	満	
			床面積が200平方メートル以上	1件につき20,000円
		仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る も の	床面積が200平方メートル未満	1件につき27,000円
			床面積が200平方メートル以上	1件につき30,000円
		上 記 以 外 に よ る も の	床面積が200平方メートル未満	1件につき37,000円
			床面積が200平方メートル以上	1件につき41,000円
	共 同 住 宅 等	仕 様 基 準 に よ る も の	床面積が300平方メートル未満	1件につき35,000円
			床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき61,000円
			床 面 積 が 2,000平方 メ ー ト ル 以 上 5,000平方	1件につき111,000円

求 め に 対 す る 審 査		メートル未満	
		床 面 積 が 5, 0 0 0 平方 メートル以上	1 件につき 1 6 8, 0 0 0 円
	仕 様 ・ 計 算 併 用 法 に よ る も の	床面積が 3 0 0 平方メートル未 満	1 件につき 5 5, 0 0 0 円
		床面積が 3 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平 方メートル未満	1 件につき 9 2, 0 0 0 円
		床 面 積 が 2, 0 0 0 平方 メートル以上 5, 0 0 0 平方 メートル未満	1 件につき 1 6 1, 0 0 0 円
		床 面 積 が 5, 0 0 0 平方 メートル以上	1 件につき 2 3 6, 0 0 0 円
	上 記 以 外 に よ る も の	床面積が 3 0 0 平方メートル未 満	1 件につき 7 4, 0 0 0 円
		床面積が 3 0 0 平方メートル以 上 2, 0 0 0 平 方メートル未満	1 件につき 1 2 4, 0 0 0 円
		床 面 積 が 2, 0 0 0 平方	1 件につき 2 1 2, 0 0 0 円

			メートル以上 5,000平方 メートル未満	
			床面積が 5,000平方 メートル以上	1件につき304,000円
	特定 非住 宅建 築物	モデル建 築物基 準Bに よるも の	床面積が300 平方メートル未 満	1件につき20,000円
			床面積が300 平方メートル以 上1,000平方 メートル未満	1件につき28,000円
			床面積が 1,000平方 メートル以上 2,000平方 メートル未満	1件につき40,000円
			床面積が 2,000平方 メートル以上 5,000平方 メートル未満	1件につき103,000 円
			床面積が 5,000平方 メートル以上 10,000平方 メートル未満	1件につき155,000 円

		床面積が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件につき192,000円
		床面積が 25,000平方メートル以上	1件につき239,000円
	上記以外によるもの	床面積が300平方メートル未満	1件につき24,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき33,000円
		床面積が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき46,000円
		床面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき110,000円
		床面積が 5,000平方メートル以上 10,000平	1件につき163,000円

		方メートル未満	
		床面積が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件につき201,000円
		床面積が 25,000平方メートル以上	1件につき249,000円
一般 非住宅建築物 (特定非住宅建築物以外の非住宅建築物をいう。以下摘要6において同じ。)	モデル建築物基準によるもの	床面積が300平方メートル未満	1件につき94,000円
		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき120,000円
		床面積が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき158,000円
		床面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき255,000円
		床面積が 5,000平方	1件につき334,000円

		メートル以上 10,000平方メートル未満	
		床面積が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	1件につき401,000円
		床面積が 25,000平方メートル以上	1件につき471,000円
	上記以外によるもの	床面積が300平方メートル未満	1件につき246,000円
		床面積が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	1件につき308,000円
		床面積が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき398,000円
		床面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	1件につき569,000円

			床 面 積 が 5, 0 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 上 1 0, 0 0 0 平 方メートル未満	1 件につき 7 0 0, 0 0 0 円
			床 面 積 が 1 0, 0 0 0 平 方メートル以上 2 5, 0 0 0 平 方メートル未満	1 件につき 8 2 8, 0 0 0 円
			床 面 積 が 2 5, 0 0 0 平 方メートル以上	1 件につき 9 4 5, 0 0 0 円

別表第 1 3 の 5 の項中「第 1 2 条第 2 項又は第 1 3 条第 3 項」を「第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条第 3 項」に、「6 の項」を「5 の項」に、「4 の項」を「3 の項」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 6 の項中「（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条」を「第 1 3 条」に、「4 の項」を「3 の項」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表摘要 1 第 5 号中アからカまで以外の部分を次のように改める。

特定非住宅建築物 非住宅部分の全部を次のいずれかの用途に供する非住宅建築物をいう。

別表第 1 3 摘要 1 中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（ 9 ） 誘 導 仕 様 ・ 計 算 併 用 法 省 令 第 1 0 条 第 2 号 イ （ 1 ） 及 び ロ （ 2 ） に 定 め る 基 準 又 は 同 号 イ （ 2 ） 及 び ロ （ 1 ） に 定 め る 基 準 により評価する方法をいう。

別表第 1 3 摘要 1 第 1 0 号中「第 1 条第 1 項第 2 号イ（ 3 ）及びロ（ 3 ）」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ（ 2 ）及びロ（ 2 ）」に改め、同表摘要 1 に次の 1 号を加える。

（ 1 1 ） 仕 様 ・ 計 算 併 用 法 省 令 第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ （ 1 ） 及 び ロ （ 2 ） に 定 め る 基 準 又 は 同 号 イ （ 2 ） 及 び ロ （ 1 ） に 定 め る 基 準

により評価する方法をいう。

別表第 13 摘要 2 中「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同表摘要 3 中「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同表摘要 6 中「非住宅建築物」を「その用途が摘要 1 第 5 号アからカまでの用途のみに供する場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物」に改め、同表摘要 7 中「摘要 7 及び摘要 8」を「摘要 7」に改め、同表摘要 8 を削り、同表摘要 9 中「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に改め、同表摘要 9 を同表摘要 8 とし、同表摘要 10 中「第 34 条第 3 項各号」を「第 29 条第 3 項各号」に改め、同表摘要 10 を同表摘要 9 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項若しくは第 4 項（これらの規定を第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けたものであって、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る別表第 9 の 1 の項から 7 の項までの手数料の規定の適用については、この条例による改正後の流山市手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 12 号

特定事業契約の変更について

市は、平成19年流山市議会第2回定例会で議決を経た特定事業契約を、次のとおり変更する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 小山小学校校舎建設等P F I 事業 |
| 2 | 変更前契約金額 | 5, 0 6 3, 6 0 1, 3 1 3 円 |
| 3 | 変更後契約金額 | 5, 0 6 7, 8 4 4, 5 1 3 円 |
| 4 | 変更による増額 | 4, 2 4 3, 2 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 流山市三輪野山四丁目18番地の60
おおたかの森P F I 株式会社
代表取締役 山田 智治 |

参考資料

特定事業契約変更概要

1 契約金額の増額の内訳

(1) 維持管理業務費

0 円

(2) 運営業務費

4, 243, 200 円

(3) 消費税

0 円

合計 4, 243, 200 円

議案第 15 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 児童館及び児童センターの夏季期間における開館時間を延長し、及び休館日を変更するためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第５条の４第１項第２号中「午後５時まで」の次に「。ただし、５月から８月までは、午前９時から午後６時までとする。」を加え、同条第２項第２号ウを削り、同号エ中「アからウ」を「ア及びイ」に改め、同号エを同号ウとする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 16 号

流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 個別避難計画に係る情報共有について規定し、及び情報の提供先を追加するためである。

流山市地域支え合い活動推進条例の一部を改正する条例

流山市地域支え合い活動推進条例（平成２６年流山市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号及び第４号を次のように改める。

（３）千葉県の手帳の定めるところにより療育手帳（障害の程度が（（Ａ））、（（Ａ））の１、（（Ａ））の２、Ａの１又はＡの２であるものに限る。）の交付を受けている者

（４）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が１級であるものに限る。）の交付を受けている者

第２条に次の１項を加える。

５ この条例において「個別避難計画」とは、第２項第２号から第６号までの支援を必要とする者に係る災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の１４に規定する個別避難計画をいう。

第９条第１項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第３号に規定する事業を行う事業所

第９条第３項中「（以下単に「名簿」という。）」を「及び個別避難計画（以下「名簿等」という。）」に改める。

第１１条中「掲げるもの」を「掲げる者」に改める。

第１３条中「当該者は同項第１号の規定のみに該当する者として、第１０条」を「第９条第３項の名簿により提供する場合は、当該者は第２条第２項第１号の規定のみに該当する者として、第１０条の規定を適用し、個別避難計画により提供する場合は、当該者は第２条第２項第２号から第６号までの規定のみに該当する者として、第１１条及び第１２条」に改める。

第１５条第２項第１号及び第５号中「名簿」を「名簿等」に改める。

第１６条の見出し並びに同条第１項及び第３項中「名簿管理者」を「名簿等管理者」に改める。

第１８条第１項中「名簿」を「名簿等」に改め、同条第３項中「名簿管理者」を「名簿等管理者」に、「名簿を」を「名簿等を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）による介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正を踏まえ、一の地域包括支援センターが担当する区域における専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、常勤換算方法により換算された員数とすることができるようにするためである。

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の
一部を改正する条例

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成
26年流山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第一
号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要
であると認めるときは、常勤換算方法により換算された員数とすること
ができる。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市おおたかの森児童センターの夏季期間における開館時間を延長し、及び休館日を変更するためである。

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

流山市おおたかの森児童センターの設置及び管理に関する条例（令和
2年流山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、5月から8月までは、午前9時から午後6時までとする。

第7条第2項第4号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 19 号

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市
コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市コミ
ュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市生涯学習センター内の体育館及び流山市コミュニティ
プラザ内の多目的ホール兼体育室に冷房設備を新設し、令和7
年度から供用開始することに伴い、当該設備の利用料金を定め
るためである。

流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び流山市
コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例

(流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成
17年流山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

(4) 使用者が使用期日に冷房設備を使用しなかったとき。

別表の1 施設利用料金の表の備考に次の1項を加える。

5 教育委員会が別に定める基準により指定管理者が冷房設備を稼働
させる場合の体育館の利用料金は、2 附属設備利用料金（2）
体育館の表に規定する冷房設備の利用料金の額に冷房設備の稼働
時間数（使用する体育館の利用時間の区分内のものに限る。）

（当該稼働時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時
間に切り上げた時間数）を乗じて得た額と規定利用料金の合計額
とする。この場合において、備考の1から4までの規定を適用す
るときは、備考の1から4までの規定中「規定利用料金」とある
のは、「備考の5の規定による合計額」と読み替えて計算するも
のとする。

別表の2 附属設備利用料金の表中

「

スモークマシーン	1台	1回	1,047円
----------	----	----	--------

(2) スタジオ研修室

」

を

「

スモークマシーン	1台	1回	1,047円
----------	----	----	--------

(2) 体育館

品名	利用料金		
冷房設備	1時間当たり		660円

(3) スタジオ研修室

」

に、「（３）音楽室」を「（４）音楽室」に、「（４）共通」を「（５）共通」に改める。

別表の２ 附属設備利用料金の表の備考第１項中「附属設備」の次に「（冷房設備を除く。）」を加える。

（流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条 流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例（令和元年流山市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項並びに第１４条第２号及び第３号中「夜間照明施設」の次に「及び冷房設備」を加える。

別表多目的ホール兼体育室の項を次のように改める。

多目的ホール兼体育室	専用使用	全面	１時間	１，４６５円
		半面		７３２円
		１／６面		４１８円
	個人使用（２人以内）	１／６面	１時間	１５６円
	冷房設備 専用使用	全面	１時間	６６０円
		半面		３３０円
		１／６面		１８８円
	冷房設備 個人使用（２人以内）	１／６面	１時間	７０円

別表備考に次の１項を加える。

６ 教育委員会が別に定める基準により指定管理者が冷房設備を稼働させる場合における多目的ホール兼体育室の利用者は、当該冷房設備の利用料金を併せて支払わなければならない。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 20 号

流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例の制定について

流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公の施設として流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールドを設置し、これらの管理及び施設において実施する事業について必要な事項を定め、指定管理者による管理を行わせるためである。

流山市流山スポーツフィールド及び東部スポーツフィールドの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、流山市流山スポーツフィールド及び流山市東部スポーツフィールド（以下これらを総称して「スポーツフィールド」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、市民等が生涯を通じてスポーツに親しむことにより、健康で豊かな人生を楽しむことができる社会の実現を目的として、スポーツフィールドを設置する。

（名称及び位置）

第3条 スポーツフィールドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市流山スポーツフィールド	流山市大字下花輪337番地の1
流山市東部スポーツフィールド	流山市名都借121番地の1

（流山スポーツフィールドの施設構成）

第4条 流山市流山スポーツフィールド（以下「流山スポーツフィールド」という。）は、次の各号に掲げる施設で構成する。

（1）A面（人工芝）

（2）B面

（3）C面

（指定管理者による管理）

第5条 市は、スポーツフィールドの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にスポーツフィールドの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1）スポーツフィールドの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）

の維持管理に関すること。

- (2) 第11条に規定する使用の許可に関すること。
- (3) 第12条に規定する使用の制限に関すること。
- (4) 第14条に規定する使用の許可の取消し等に関すること。
- (5) 第15条に規定する利用料金の収受に関すること。
- (6) 第16条に規定する利用料金の減免に関すること。
- (7) 第17条に規定する利用料金の還付に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務
（使用時間）

第7条 スポーツフィールドの使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 流山スポーツフィールドA面 午前8時から午後9時まで
- (2) 流山スポーツフィールドB面及びC面並びに流山市東部スポーツフィールド（以下「東部スポーツフィールド」という。） 次のア及びイに掲げる期間に応じ、当該ア及びイに定める時間
 - ア 4月から9月まで 午前8時から午後6時まで
 - イ 10月から翌年の3月まで 午前8時から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

第8条 夜間照明設備の使用時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 4月から9月まで 午後6時から午後9時まで
- (2) 10月、2月及び3月 午後5時から午後9時まで
- (3) 11月から翌年の1月まで 午後4時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

（休場日）

第9条 スポーツフィールドの休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休場し、又は休場日を変更することができる。

（使用者の範囲）

第 10 条 流山スポーツフィールド A 面を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 各種団体

(2) 国又は地方公共団体その他これに類する団体

2 流山スポーツフィールド B 面及び C 面並びに東部スポーツフィールドを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 市内の各種団体（以下「市内団体」という。）

(2) 国又は地方公共団体その他これに類する団体

（使用の許可）

第 11 条 スポーツフィールドを使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第 12 条 指定管理者は、スポーツフィールドを使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) スポーツフィールドの設置目的に反すると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（目的外使用等の禁止）

第 13 条 スポーツフィールドの使用につき許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第 14 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の制限若しくは停止をすることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第11条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消され、又は使用の制限若しくは停止がされたことにより使用者に損失が生じても、市、教育委員会及び指定管理者は、その責めを負わない。

3 教育委員会は、公用又は公益上の必要性その他やむを得ない理由があるときは、第11条第1項の許可を取り消すことができる。

(利用料金)

第15条 使用者は、スポーツフィールドの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、第11条第1項の規定による使用の許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、使用者が使用期日までに当該使用期日に係る使用の許可の取消しの申出をするときは、当該使用に係る利用料金（当該申出のあった日が当該使用期日の7日前を経過している場合にあっては、夜間照明設備の利用料金に限る。）の納付を要しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体その他これに類する団体が第11条第1項の規定による使用の許可を受けた場合、市長は、当該使用に係る利用料金の納付期日を別に指定し納付させることができる。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用料金

(第3号に該当する場合にあっては夜間照明設備の利用料金に限る。)の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により、使用できなかったとき。

(2) 使用期日の7日前までにその使用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 使用期日に夜間照明設備を使用しなかったとき。

(4) 第14条第3項の規定により、使用の許可を取り消されたとき。

(原状回復)

第18条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第14条の規定により、使用の許可の取消し又は使用の制限若しくは停止があったときを含む。)は、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第19条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したものは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第20条 スポーツフィールドの敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者がスポーツフィールドの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 スポーツフィールドの使用に係る申請、許可その他の行為は、施行

日前においても行うことができる。

別表（第 15 条関係）

施設名	区分 1	区分 2	区分 3	単位	利用料金
流山スポーツフィールド	A 面	一般団体	全面	1 時間	5, 000 円
			半面		2, 500 円
		小・中・高校生団体	全面		2, 500 円
			半面		1, 250 円
	夜間照明	—	全面		1, 000 円
			半面		500 円

備考

- 1 流山スポーツフィールド B 面及び C 面並びに東部スポーツフィールドの利用料金は無料とする。
- 2 小・中・高校生団体とは、構成される人員の過半数が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは高等専門学校（以下これらを単に「学校」という。）に通学する者、学校に準ずる国外の教育施設に通う者又は同条に規定する小学校（これに準ずる国外の教育施設を含む。）就学の始期に達するまでの者であるものをいう。
- 3 一般団体とは、小・中・高校生団体以外のものをいう。
- 4 第 7 条及び第 8 条に規定する使用時間を超えて施設等を使用する場合の利用料金（当該使用時間を超えて施設等を使用する部分に限る。）は、30 分（30 分未満であるときは、これを 30 分とみなす。）使用するごとに、この表に定める利用料金に 2 分の 1 を乗じて得た額に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- 5 市内団体以外のもものが使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。この場合において、前項に該当する場合は、同項の規定を適用して得た額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 6 営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に 100 分の 150 以内で指定管理者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、第 4 項又は前項に該当す

る場合は、それぞれの規定を適用して得た額に当該指定管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

7 この表に定めるところにより算出した額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

8 利用料金の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。

議案第 25 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、資力の活用が可能となるまでの間、最長1年の徴収猶予を可能とするためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２４条第１項中「６か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 31 号

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する
政令（令和6年政令第366号）による建設業法施行令（昭和
31年政令第273号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を
行うためである。

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の
一部を改正する条例

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年流
山市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に 1 号を加える改正規定中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第
37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 5 条に 2 号を加える改正規定中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第
37 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月20日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 6 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部障害者支援課の職員が、公務のため公用車で流山市保健センター駐車場の出口に向かって直進していたところ、駐車スペースより発進してきた相手方車両と接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 6 年 6 月 14 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市西初石 4 丁目 1433 番地の 1
（流山市保健センター駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 6 年 12 月 6 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 104,610 円のうち、31,383 円を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 31,383 円 |